

岩手県告示第153号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和8年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 病院の名称    | 所在地               | 救急病院として効力を有する期限 |
|----------|-------------------|-----------------|
| 岩手県立遠野病院 | 遠野市松崎町白岩14地割74番地  | 令和11年3月17日      |
| 岩手県立釜石病院 | 釜石市甲子町第10地割483番地6 | ”               |
| 岩手県立千厩病院 | 一関市千厩町千厩字草井沢32番地1 | 令和11年3月21日      |